

別表第1

種目	対象者(障がい及び程度)	性能	耐用年数	基準額	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	者 下肢または体幹機能障がい1、2級	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
	特殊マット	者 下肢または体幹機能障がい1級(常時介護を要する者に限る。)	褥瘡の防止または失禁等による汚染、損耗を防止できる機能を有するもの。	5年	19,600円
		児 療育A判定 下肢または体幹機能障がい1、2級 療育A判定 原則3歳以上	失禁等による汚染または損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの		
	特殊尿器	者 児 下肢または体幹機能障がい1級(常時介護を要する者に限る。) 『児』原則学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者(児)または介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円
	入浴担架	者 児 下肢または体幹機能障がい1級、2級(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。) 『児』原則3歳以上	障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円
	体位変換器	者 児 下肢または体幹機能障がい1級、2級(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要するものに限る。) 『児』原則学齢児以上	介助者が障がい者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。障がい児が容易に使用し得るもの	5年	15,000円
	移動用リフト	者 児 下肢または体幹機能障がい1級、2級 『児』原則3歳以上	介護者が重度身体障がい者(児)を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	4年	159,000円
	訓練いす	児 下肢または体幹機能障がい1級、2級 原則3歳以上	原則として付属のテーブルをつけるもの	5年	33,100円
訓練用ベッド	者 児 下肢または体幹機能障がい1級、2級 『児』原則学齢児以上	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200円	
自立生活支援用具	入浴補助用具	者 児 下肢または体幹機能障がい1級、2級 『児』原則3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者(児)または介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000円
	便器	者 児 下肢または体幹機能障がい1級、2級 『児』原則学齢児以上	障がい者(児)が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。) 『児』については手すり付きのもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く	8年	4,450円
	頭部保護帽	者 児 下肢・体幹・平衡機能、移動機能障がい、歩行困難や歩行不安定な状態があるもの。 療育A判定で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの。	転倒の衝撃から頭部を保護できるヘルメット型のもの。 A: スポンジ、革が主材料のもの B: スポンジ、革、プラスチックが主材料のもの	3年	A12,160円 B36,750円

種目	対象者(障がい及び程度)	性能	耐用年数	基準額	
自立生活支援用具	T字状・棒状のつえ	者 児 下肢・体幹・平衡・移動機能障がい、歩行が不安定なもの。	手に持って歩行の助けとするもので、片側に使用のみで歩行が十分な場合に使用する。材質は木材と軽金属	3年	木材製 2,200円 軽金属製 3,000円
	移動・移乗支援用具	者 児 平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がい、家庭内の移動等において介助を必要とするもの。 『児』原則3歳以上	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア、障がい者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く	8年	60,000円
	特殊便器	者 児 上肢障がい1級、2級療育A判定で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの 『児』原則学齢児以上	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。身体障がい児・知的障がい者(児)を介護している者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く	8年	151,200円
	火災警報器	者 児 障がい等級1級、2級(火災発生感知、避難が著しく困難な障がい者のみの世帯かこれに準ずる世帯) 療育A判定(単身世帯かこれに準ずる)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500円 (1世帯につき2台まで)
	自動消火器	者 児 障がい等級1級、2級(火災発生感知、避難が著しく困難な障がい者のみの世帯かこれに準ずる世帯) 療育A判定(単身世帯かこれに準ずる)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円
	電磁調理器	者 視覚障がい1級、2級(視覚障がい者のみの世帯かこれに準ずる世帯) 療育A判定で18歳以上のもの(単身世帯かこれに準ずる世帯)	視覚障がい者、知的障がい者が容易に使用し得るもの	6年	41,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	者 児 視覚障がい1級、2級 『児』原則学齢児以上	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	10年	7,000円
	聴覚障がい者用屋内信号装置	者 聴覚障がい1級、2級(聴覚障がい者のみの世帯かこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの(サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む)	10年	87,400円
在宅療養等支援用具	透析液加温器	者 児 腎臓機能障がい1級、3級で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの 『児』原則3歳以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500円
	ネブライザー(吸入器)	者 児 呼吸器機能障がい1級、3級又は同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められるもの 『児』原則学齢児以上	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年	36,000円

種目	対象者(障がい及び程度)	性能	耐用年数	基準額
電気式たん吸引器 ※1	者 児 呼吸器機能障がい1級、3級 又は同程度の身体障がい者 (児)であって、必要と認め られるもの 『児』原則学齢児以上	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年	56,400円
酸素ボンベ運搬車	者 医療保険における在宅酸素 療法を行うもの	障がい者が容易に使用し得るもの	10年	17,000円
動脈血中酸素 飽和度測定器 (パルスオキシメ ーター)	者 児 呼吸器機能、心臓機能障がい 又は同程度の身体障がい を有する障がい者(児)で在 宅酸素療法を行っている者 もしくは人工呼吸器を常時 使用している者(呼吸器機 能障がい、心臓機能障がい 以外の者は意見書により必 要と認められる者)	障がい者等が容易に使用し得るもの で、動脈血中酸素濃度及び脈拍を計 測できるもの	5年	42,000円 157,500円 (呼吸状態を継 続的にモニタリ ングすることが 可能な機能を有 するもの。)
視覚障がい者用 体温計(音声式)	者 児 視覚障がい1級、2級 (視覚障がい者のみの世帯 かこれに準ずる世帯) 『児』原則学齢児以上 (単身世帯かこれに準ずる 世帯)	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年	9,000円
視覚障がい者用体 重計	者 視覚障がい1級、2級 (視覚障がい者のみの世帯 かこれに準ずる世帯)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5年	18,000円
自家発電機	者 児 呼吸器機能障害3級以上の 人 上記と同程度の障害のある 人 ※人工呼吸器、電気式たん 吸引器、ネブライザー(吸引 機)のいずれかを使用して いる人であること	障害者又は介護者が容易に使用でき、ガソリン又はガスボンベ等で作動するもの	10年	110,000円
人工呼吸器用バッテ リー	者 児 呼吸器機能障害3級以上の 人 上記と同程度の障害のある 人 ※人工呼吸器を使用してい る人であること	使用している人工呼吸器専用のバッテリー(別売りの充電器及びインバーターを含める)	5年	100,000円
外部バッテリー	者 児 呼吸器機能障害3級以上の 人 上記と同程度の障害のある 人 ※人工呼吸器、電気式たん 吸引器、ネブライザー(吸引 機)のいずれかを使用してい る人であること	医療機器の性能を低下させないもの。使用する医療機器の消費電力に対応できるもの	5年	50,000円

在宅療養等支援用具

種目	対象者(障がい及び程度)	性能	耐用年数	基準額
携帯用会話補助装置※2	者 児 音声機能もしくは言語機能障がいまたは肢体不自由で、発声・発語に著しい障がい有するもの 『児』原則学齢児以上	携帯式で、ことばを音声または文章に変換する機能を有し、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年	98,800円
情報・通信支援用具	者 児 上肢障がいまたは視覚障がい1級、2級 『児』原則学齢児以上	障がい者(児)向けのパーソナルコンピュータ周辺機器、アプリケーションソフトで、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	6年	100,000円
点字ディスプレイ	者 視覚障がいと聴覚障がいの重度重複障がいのもの(原則として視覚障がい1、2級かつ聴覚障がい2級)で必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円
点字器	者 児 視覚障がい	点字で文字を打つもの (付属品:点筆) 標準型A 32マス、18行 両面書真鍮入力板製 B 32マス、18行 両面書プラスチック製 携帯用A 32マス、4行 片面書アルミニウム製 B 32マス、12行 片面書プラスチック製	標準型 7年 携帯型 5年	標準型 A 10,400円 B 6,600円 携帯用 A 7,200円 B 1,650円
点字タイプライター	者 児 視覚障がい1級、2級 (本人が就労、就学しているか就労が見込まれるものに限る)	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年	63,100円
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	者 児 視覚障がい1級、2級 『児』原則学齢児以上	音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	6年	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	者 児 視覚障がい1級、2級 『児』原則学齢児以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者(児)が容易に使用できるもの	6年	99,800円
視覚障がい者拡大読書器	者 視覚障がい者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの 『児』原則学齢児以上	画面入力装置を読みたいもの(印刷物等)のうえにおくことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	198,000円
視覚障がい者用時計	者 視覚障がい1級、2級 (音声時計については、原則、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難なときのみ)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10年	触読時計 10,300円 音声時計 13,300円
暗所視支援眼鏡	者 児 夜盲又は視野狭窄の症状を有する視覚障がい者(児)であって、医師の意見書により必要と認められたもの	高感度カメラで捉えた微光を増幅させる機能を有し、眼鏡のディスプレイに鮮明な画像として投影できるもので、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	8年	395,000円
聴覚障がい者用通信装置	者 児 聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がい有するもので、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必 『児』原則学齢児以上	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり障がい者(児)が容易に使用できるもの	5年	71,000円

情報・意思疎通支援用具

種目	対象者(障がい及び程度)	性能	耐用年数	基準額
聴覚障がい者用情報受信装置	者 児 聴覚障がい者(児)であり、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕、手話通訳付きの聴覚障がい者(児)番組や、テレビ番組に字幕、手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	6年	88,900円
人工喉頭	者 児 音声機能喪失者(喉頭を摘出したもの)	笛式(付属品:気管カニューレ)電動式(付属品:電池、充電器)	笛式 4年 電動式 5年	笛式 5,000円 付属品付 8,100円 電動式 (付属品込み) 70,100円
福祉電話(貸与)	者 難聴者または外出困難な身体障がい者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められる者、およびファックスの被貸与者(障がい者のみの世帯かこれに準ずる世帯)	障がい者が容易に使用し得るもの	-	83,300円
ファックス(貸与)	者 聴覚または音声機能もしくは言語障がい3級以上でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの(電話(難聴者用電話を含む。)によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯かこれに準ずる世帯)	障がい者が容易に使用し得るもの	-	7,700円
視覚障がい者用ワードプロセッサ(共同利用)	者 児 視覚障がい『児』原則学齢児以上	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成、音声化ができるもの	-	1,030,000円
点字図書	者 児 主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者(児)	点字により作成された図書	-	
人工内耳用電池(充電電池)	者 児 現に人工内耳を装着している聴覚障がい者	人工内耳に使用する充電電池であり、障がい者(児)が容易に使用し得るもの ※空気電池との併給は不可	2年	17,600円
人工内耳用電池用充電器	者 児 現に人工内耳を装着している聴覚障がい者	人工内耳に使用する充電電池を充電するものであり、障がい者(児)が容易に使用し得るもの ※空気電池との併給は不可	3年	28,600円
人工内耳用電池(空気電池)	者 児 現に人工内耳を装着している聴覚障がい者	人工内耳に使用する空気電池であり、障がい者(児)が容易に使用し得るもの ※充電電池・人工内耳用電池用充電器との併給は不可	-	3,025円/月

情報・意思疎通支援用具

種目	対象者(障がい及び程度)	性能	耐用年数	基準額	
排泄管理支援用具	ストーマ装具	直腸または膀胱障がいがあるストーマ造設者 者 児	消化器系(ストーマから排出される便を処理するもので、低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋) 尿路系(ストーマから排出される便を処理するもので、低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋)	－	消化器系 8,858/月 尿路系 11,639円/月
	紙おむつ等 ※3	ア、直腸・膀胱障がいがあり、ストーマ装具着用のできない状態 イ、高度の排尿、排便機能障がい ウ、脳原性運動機能障がいにより排尿、排便の意思表示が困難なもの 者 児	ア、紙おむつ(テープ留めタイプ、パンツタイプ、シートタイプ、パッドタイプ) イ、脱脂綿、さらし、ガーゼ ウ、洗腸装具	－	12,000円/月(税込)
	収尿器	下肢、体幹機能障がい(排尿障がい(特に失禁)のあるもの) 者 児	男子用 女子用 A 普通型 B 簡易型	1年	男子用 A7,700円 B5,700円 女子用 A8,500円 B5,900円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具 者 児	下肢・体幹機能障がい、乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る)1級、2級、3級 ただし、「特殊便器」への取替えをする場合は、上肢障がい1級、2級	障がい者(児)の移動等を円滑にする用具で小規模な住宅改修を伴うもの	原則1回	200,000円

備考

- この表は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項及び第2項に規定する障害者等のうち、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者」を除く者に適用する。
- 表中の「者」は「障がい者」、「児」は「障がい児」を示す。
- 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取扱う

※1 呼吸器機能障がい3級と同程度の場合は医師の意見書を要する

※2 身体障害者手帳で発声、発語について障がい程度の確認ができない場合は、医師の意見書を要する

※3 ウについては医師の意見書を要する

・身体障がいの原因が6歳未満に起こった特定の疾病等であり、あらゆる方法によっても排尿、排便の意思表示ができないもの